

## 第30回全国「みどりの愛護」のつどい企画運営業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 趣 旨

全国「みどりの愛護」のつどいは、「みどりの日」の制定趣旨を踏まえ、4月15日から5月14日までの「みどりの月間」の中心行事として、全国の公園緑地の愛護団体、河川等の愛護や道路の愛護活動を通じ緑の保護育成を行っている団体、地域の緑化・緑の保全団体の関係者が一堂に集う式典です。

平成31年度においては、第30回全国「みどりの愛護」のつどい（以下「つどい」という。）をコカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパークで開催する予定とされていることから、つどいの開催に係る企画運営業務の受託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものです。

### 2. 委託業務

#### (1) 業務名

第30回全国「みどりの愛護」のつどい企画運営業務

#### (2) 主催者

第30回全国「みどりの愛護」のつどい実行委員会（以下「実行委員会」という。）

#### (3) 委託候補者の選定方法

公募型プロポーザル方式

（プロポーザルの申込みのあった者に対してヒアリングを実施し、別に設置する第30回全国「みどりの愛護のつどい」企画運営業務等に係る業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により受託候補者を選定します。）

#### (4) 業務内容

つどいに係る実施計画等の検討・作成、事前運営等に関すること

※詳細は、別添『第30回全国「みどりの愛護」のつどい企画運営業務説明書』のとおり。

#### (5) 履行期限（予定）

契約日から平成31年3月31日（日）まで

#### (6) 委託業務予算

金2,600千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※運営業務については、企画運営業務受託者と2019年度随意契約の予定

#### (7) 契約者

第30回全国「みどりの愛護」のつどい実行委員会

### 3. 参加資格

次の（1）から（10）の条件を満たしている者とします。

ただし、鳥取県内に主たる事業所を置かない者は、鳥取県内に主たる事業所を置く者との共同企業体によるものとします。

共同企業体で参加する場合は、1者以上は（1）を満たすとともに、代表構成員については、次の（2）から（10）の条件を満たすものとし、その他の構成員については、

（2）から（9）を満たすことを要件とします。なお、同一企業が複数の共同企業体の構成員となること、同一企業が単独で参加しかつ共同企業体の構成員となることは認めません。

（1）鳥取県内に主たる事業所を有していること。

（「主たる事業所」とは原則、登記事項証明書（登記簿謄本）に記載された法人

- の住所にある事務所（会社の場合は本店）とする。）
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札参加者の資格)に規定する者に該当しない者であること。
  - (3) この募集の開始日以後のいずれの日においても、国、鳥取県及び鳥取市から指名停止等の措置を受けている者でないこと又は受けることが明らかである者でないこと。
  - (4) この募集の開始日以後のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による会社更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
  - (5) 国税、鳥取県税及び鳥取市税の滞納がないこと。
  - (6) 構成員の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
  - (7) 鳥取県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
  - (8) 公募日現在、平成27年鳥取県告示第596号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その営業種目が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者であること。
  - (9) 委託者との協力・連絡体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
  - (10) 平成20年度以降において、皇室が御臨席になり行われた全国規模の大会(行幸、行幸啓、行啓)で、元請(共同企業体での請負の場合は、その代表する構成員のみ。)として基本・実施計画策定、式典演出、会場設営業務等の履行実績があること。

#### 4. 説明会の開催

本プロポーザルに関する説明会を以下のとおり開催します。

説明会では、現地での概要説明のほか、業務内容の説明も併せて行いますので、本プロポーザルへの参加を希望する者は、必ず出席してください。

なお、説明会に欠席された場合は、本プロポーザルへの単独での参加及び共同企業体における代表構成員としての参加は認めませんのでご注意ください。

(1) 日時

平成30年8月10日(金) 14:00~16:30

(2) 集合場所

コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク県民体育館 第2研修室  
(鳥取県鳥取市布勢146-1 TEL 0857-31-6911)

(3) 申込方法

説明会へ出席される場合は、説明会出席申込書(様式第1号)を平成30年8月8日(水)15時までにFAX又はメールにて提出してください。

送信後は必ず着信確認の電話(0857-26-7981)をかけてください。

(4) 提出先

あて先: 第30回全国「みどりの愛護」のつどい実施本部事務局

(鳥取県生活環境部緑豊かな自然課 山田又は山本 (TEL:0857-26-7981))

FAX: 0857-26-7561

メールアドレス: midori-shizen@pref.tottori.lg.jp

## 5. プロポーザルに係る質疑及び回答

### (1) 提出方法

質疑については、質問票（様式第2号）により、質疑内容、法人名、連絡先、担当者名等を記入のうえ、FAX又はメールにより提出してください。

送信後は、必ず着信確認の電話（0857-26-7981）をかけてください。

### (2) 提出先

上記4（4）と同じ。

### (3) 受付期間

平成30年8月13日（月）から8月20日（月）15時まで

### (4) 質疑への回答

質疑への回答については、平成30年8月24日（金）に、説明会参加者（法人等ごとの連絡窓口者全員に対して）にFAX又はメールにより送付します。

## 6. プロポーザルへの申込み

本プロポーザルへの参加を希望される場合には、上記4の説明会の開催後、以下の要領により関係書類を提出してください。

企画提案書の提出は、1者につき1案のみとします。

なお、期限までに提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を認めませんのでご注意ください。

### (1) 提出書類

ア 参加申請書等（様式第3-1～3-3号）

（参加申請者が共同企業体でない場合は様式第3-2号の提出は不要）

イ 誓約書（様式第4号） ※共同企業体の場合は各々の構成員について作成

ウ 上記3（参加資格）の（10）に該当することを証する書類（契約書の写し等）

エ 国税、鳥取県税及び鳥取市税の納税証明書（提出日前6ヶ月以内に発行されたもの）

オ 共同企業体協定書（共同企業体の場合のみ）

カ 企画提案書A及びB ※別添「第30回全国「みどりの愛護」のつどい企画運営業務に係る企画提案書作成要領」に従って作成

### (2) 提出部数

上記（1）アからオについては、原本1部のみ提出してください。

上記（1）カについては、正本1部及び副本11部提出してください。

### (3) 提出場所及び提出方法

次の提出場所に持参又は郵便書留により提出してください。

#### 【提出場所】

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

第30回全国「みどりの愛護」のつどい実施本部事務局

（鳥取県生活環境部 緑豊かな自然課 山田又は山本（TEL:0857-26-7981））

### (4) 提出期限

平成30年8月31日（金）15時まで （必着）

### (5) 留意事項

ア 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに要する費用など、全て提案者の負担とする。

イ 期限までに書類の提出がない者については、本プロポーザルの参加を認めない。

ウ 提出後の書類の差し替え・修正は一切認めない。

エ 提出された全ての書類は返却しない。

オ 実施本部から手渡された全ての資料は、他に公表し、又は使用してはならない。

## 7. 審査方法

- (1) 参加資格についての審査は、提出書類の受領後、実施本部事務局（窓口：鳥取県生活環境部緑豊かな自然課）において行います。
- (2) 受託候補者の選定については、企画提案書の内容についてのヒアリングを実施し、選定委員会において審査します。  
なお、参加者が5者を超える場合は、下記9に記載する審査基準に基づき、書類審査を実施し、評価上位5者をヒアリングの対象とします。

## 8. ヒアリングの開催

ヒアリングの日時、場所等は別途通知します。

## 9. 受託候補者の選定方法

### (1) 受託候補者等の選定

ヒアリング結果も踏まえ、選定委員会が最も優れた企画提案者を受託候補者として選定し、併せて次点も選定します。

なお、選定委員会各委員の持ち点を合算した値の6割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たないプロポーザル参加者は選外とします。

また、全参加者が最低基準点に満たず選外となった場合は、必要に応じて再度公募を実施するものとします。

### (2) 評価方法

受託候補者等の選定は、各評価項目により基づき、各審査委員が評価点を付して行います。

### (3) 審査基準

審査は次の審査基準により行うこととします。

#### 【審査基準】

| 評価項目             | 評価の着目点   | 配点   |
|------------------|--|------|
| 予定技術者の経験及び業務実施能力 | (1) 過去10年間の同種又は類似業務の実績<br>(2) 手持ち業務の件数                                       | 30点  |
| 業務実施方針・実施手法      | (1) 業務内容の理解度<br>(2) 実施方針の妥当性<br>(3) 実施手法の妥当性<br>(4) 提案内容の経済性<br>(5) 鳥取らしさの演出 | 70点  |
| 計                |  | 100点 |

※同種業務：皇室御臨席の全国規模の大会（行幸、行幸啓、行啓）

※類似業務：1,500人以上の参加者を招いて開催された式典業務（国、地方公共団体  
が関与したもの）

### (4) 審査結果の通知

ア 審査を経て選定された受託候補者に対しては、速やかに通知します。

イ 受託候補者以外の者に対しては、選定するに至らなかった理由及びその理由に対する説明を求めることができる旨を付記して通知（共同企業体の代表構成員に対して）します。

- ウ 上記イの説明を求める者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日以内に、第30回全国「みどりの愛護」のつどい実施本部事務局に対し書面（様式任意）を提出することにより、説明を求めることができます。
- エ 前項の要請があったときは、実施本部事務局において、説明を求めることができる期限の翌日から起算して10日以内に要請があった者に書面により回答します。

#### (5) 失格

次に掲げる事項に該当するものは失格とし、審査の対象としません。

- ア 提出書類に不足があるもの
- イ 提出期限を過ぎて提出されたもの
- ウ 本実施要領の記載内容を無視又は定めを満たさないもの
- エ 企画提案書に虚偽の記載をしたもの
- オ その他審査結果に影響を与えるような行為が認められた場合

### 10. プロポーザルの取扱い

- (1) 提出された企画提案書等は、選定作業に必要な範囲において複製することがあります。
- (2) 選定されたプロポーザルの内容をつどいの企画原案としますが、実行委員会との協議のうえ、その一部を変更することがあります。

### 11. 契約の手続きについて

- (1) 上記9により選定した受託候補者に対して、選定したプロポーザルの内容等に基づき、委託業務に係る仕様書の内容を協議し、契約締結の交渉を行います。
- (2) その者との契約が成立しない場合は、次点の提案者との交渉を行います。
- (3) 当初契約金額は、委託業務予算の範囲内の額とします。
- (4) 業務委託条件・仕様書等は、契約段階において、若干の修正を行うことがあります。

### 12. スケジュール（予定）

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 7月30日（月）          | 実施要領の公表             |
| 8月 8日（水）          | 説明会申込期限             |
| 8月10日（金）          | 説明会の開催              |
| 8月13日（月）～8月20日（月） | 質問の受付               |
| 8月24日（金）          | 質問への回答              |
| 8月31日（金）          | 提出書類の受付期限           |
| （9月3日（月））         | 書類審査                |
| 9月上・中旬            | 第2回業者選定員会（ヒアリング）の開催 |
| 9月下旬              | 審査結果の通知             |
| 9月下旬～11月下旬        | 契約に係る仕様書の内容の協議      |
| 11月下旬～12月上旬       | 契約の締結               |